

上越市子ども・子育て支援総合計画の最終案について

委員の皆様には、「上越市子ども・子育て支援総合計画」の策定にあたりまして、平成31年4月の第1回策定委員会の開催から、これまで4回の協議を重ねる中で、ご専門の立場から貴重なご意見を頂戴してまいりました。

ご意見の一つ一つを大切に受けとめながら策定してまいりました本計画（案）は、1月16日から2月14日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からもご意見を頂戴したところです。

これらの過程を経て、委員及び市民の皆様のお考えがこもった本計画の最終案を、この度まとめ上げることができました。これまでのご尽力に感謝し、心から御礼申し上げます。

策定委員会は、本協議をもって最終とし、基本的には修正等はないものと考えておりますが、「**別冊**上越市子ども・子育て支援総合計画（案）」の記載内容に、致命的な誤記等がありましたらご教示いただき、それをもって本計画の成案とさせていただければ幸いです。

1 協議資料

(1) 同封資料

- ▶ **資料1** パブリックコメント結果公表
- ▶ **補足資料** パブリックコメントに寄せられた意見の反映状況等（対照表）

(2) 送付済み資料

- ▶ **別冊** 上越市子ども・子育て支援総合計画（案）
- ▶ **参考資料** 第4回子ども・子育て支援総合計画策定委員会以降の変更点【パブリックコメント以外】

2 資料の説明

- ・ **資料1**は、パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方を記載した資料です。
- ・ **補足資料**は、パブリックコメントで反映又は一部反映した意見について、反映前と反映後が比較できる資料です。
- ・ **参考資料**は、令和2年度予算の反映や文言整理など第4回策定委員会以降に時点修正した部分について、変更前と変更後が比較できる資料です。
- ・ **別冊**は、パブリックコメントの意見及び時点修正した結果を反映した計画案です。この資料に致命的な誤記等がありましたらご教示ください。

3 協議方法

- ・ 各協議資料をご覧のうえ、別紙**協議回答書**に必要事項を記入して、子ども課へ提出願います。
- ・ ご意見等がなくても、その旨を記入していただき提出願います。

4 協議期限

- ・ 令和2年3月17日（火）までに子ども課へ提出願います。
- ・ 提出にあたっては、同封の返信用封筒で郵送のほか、FAX、メールでも構いません。

お問い合わせ 市役所子ども課 八木（☎025-526-5111）

協議回答書

委員氏名 _____

上越市子ども・子育て支援総合計画の最終案に係る協議について

意見は次のとおり。

意見はありません。

(いずれかにしてください)

ご意見記入欄

同封の返信用封筒に封入していただき、

3月17日(火)までに郵便ポストへ投函願います。

FAX (025-526-6115) 又は、

メール (kodomo@city.joetsu.lg.jp) でご提出いただいても構いません。

パブリックコメント（市民意見公募手続）

結果公表

令和2年1月16日から令和2年2月14日までの間「上越市子ども・子育て支援総合計画(案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する市長等の考え方をまとめましたのでお知らせします。

なお、この上越市子ども・子育て支援総合計画(案)は、パブリックコメントの意見を基に修正したものです。

ご意見をお寄せくださりありがとうございました。

■意見を求めた案件名：上越市子ども・子育て支援総合計画（案）

結果公表期間	令和2年3月10日（火）～ 令和2年4月8日（水）
結果公表場所	こども課、市政情報コーナー（市役所木田庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田公園オーレンプラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

■寄せられた意見数 20件 1人、2団体

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	3件
	一部反映した意見	4件
	反映しなかった意見	3件
	既に計画（案）に記述済の意見	2件
計画（案）以外の意見		8件

■問合せ先

上越市健康福祉部こども課	電話：025-526-5111（内線1833）
--------------	-------------------------

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください。

電話：025-526-5111（内線1424）

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市子ども・子育て支援総合計画(案)	担当課	こども課
No.1	ご意見の該当箇所:【26ページ】2 計画の基本目標		
ご意見	<p>子どもたちが他者を思いやることはとても大切なことです。しかし、まずは「自分のことを大切に思うこと」ができてこそ他者を思いやれると思います。「自分を大切にし」の一文を加えていただきたいと思います。(P.28「自分や他人を大切に思う心を養い」の記載あり)</p> <p>【提案】 子どもが自分を大切にし、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。</p>		
対応状況	一部反映		
市の考え方	<p>子どもが自分らしく、すこやかに成長していくうえでは、子ども自身が自分のことを大切にすることが重要と考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、「基本目標1」の説明文の上から1段目を「子どもが、自分や他者を大切に思う心を持ち、年齢に応じた社会性を身につけながら、自信と希望を持って生活することが大切です。」と修正します。</p>		
No.2	ご意見の該当箇所:【30ページ】5 取組の成果指標		
ご意見	<p>「子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備」の指標目標にある子ども自身における「子どもの権利」の理解度について</p> <p>「知識としての理解度」から、子どもが「実感し行動に移せる理解度」につながる大切で、数値ではかるのは難しいと思われます。指標項目の再検討をお願いします。</p> <p>「実感し行動に移せる理解度」と思う事例(CAPこどもワークショップ終了後のアンケートより)</p> <p>①自分のしていたことが、友だちの権利を取りあげていたことに気づいた。 ②友達からいやなことをされた時に、「いや」と言っているんだと思った。 ③ひとりでのためこまなくても良いと思いました。困っている人がいたら相談にのってあげることが大切だと思いました。</p>		
対応状況	反映不可		
市の考え方	<p>子どもの権利に関する子ども自身の理解度は、平成26年2月のアンケート調査結果に比べ上昇しているものの、50%を下回る現状にあります。基本目標1の実現に向けて、多くの子どもが子どもの権利を理解していることが重要と考えることから、指標項目の設定に係る考え方は原案のままとします。</p> <p>ただし、「子ども自身における「子どもの権利」の理解度」は「子どもの権利を理解する子どもの割合」に修正します。</p> <p>なお、ご意見にあります子どもが「実感し行動に移せる」ことについては、子どもへの普及活動を通じて、その大切さを伝えていきたいと考えています。</p>		
No.3	ご意見の該当箇所:【32ページ】基本施策1-1 子どもの権利の普及・啓発		
ご意見	<p>子どもの権利の普及、啓発【課題】にあるように全ての子どもが大切です。幼児期から中学校卒業後の子どもへの啓発も考慮し、学習の機会が設けられると効果があると考えます。</p> <p>【提案】 幼児から18歳までの子どもが、子どもの権利学習を通じて、子ども自身の権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組をします。</p>		
対応状況	一部反映		
市の考え方	<p>小・中学校の児童・生徒を除いた子ども及びその保護者向けには、子どもの権利講座を通じて、子どもの権利を大切にする意識啓発や学びの機会を提供していることから、それが読み取ることができるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>①32ページ【課題】の上から2つ目の項及び「施策の方向性」の上から2つ目の項にある「地域住民等」を「子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体」に修正します。</p> <p>②33ページ「子どもの権利に関する啓発」の事業概要にある「子どもとの関わりを持つ組織・団体向けに」を「子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて」に修正します。</p>		

No.4	ご意見の該当箇所：【32,33ページ】基本施策1-1 子どもの権利の普及・啓発
ご意見	<p>施策の方向性において、最下段で「…地域における子どもの権利講座を行い、地域住民等に対し…」とありますが、33Pの子どもの権利に関する啓発活動・講座の開催においては「…子どもとの関わりを持つ組織・団体向けに子どもの権利講座を開催し、…」としており「地域住民等」の関わりが不足しているように感じます。</p> <p>子どもの権利に関する理解は市民全部が必要と考えますので、地域住民等にも講座が必要だと思います。</p> <p>先日ある保育園で長年に渡り地域のお年寄りとの交流が話題になっていました。</p> <p>保育園行事に地域のお年寄りも関わることで、お年寄りにも喜びや活気が生まれます。</p> <p>核家族化が進み、祖父母に接することの少ない子ども達にも精神面を含め色々な意味でよい影響があるのではないのでしょうか。</p>
対応状況	反映
市の考え方	<p>子どもの権利講座は、子ども、保護者、地域住民並びに子どもに関わる組織・団体を対象に、子どもの権利を大切にする意識啓発や学びの機会を提供していることから、それを読み取ることができるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>①32ページ【課題】の上から2つ目の項及び「施策の方向性」の上から2つ目の項にある「地域住民等」を「子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体」に修正します。</p> <p>②33ページ「子どもの権利に関する啓発」の事業概要にある「子どもとの関わりを持つ組織・団体向けに」を「子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて」に修正します。</p>

No.5	ご意見の該当箇所：【32,33ページ】基本施策1-1 子どもの権利の普及・啓発
ご意見	<p>施策の方向性において、最下段で「…地域における子どもの権利講座を行い、地域住民等に対し…」とありますが、33Pの子どもの権利に関する啓発活動・講座の開催においては「…子どもとの関わりを持つ組織・団体向けに子どもの権利講座を開催し、…」としており「地域住民等」が欠落していると思います。子どもの権利に関する理解は市民全部が必要と考えますので地域住民等にも講座が必要です。</p>
対応状況	反映
市の考え方	<p>子どもの権利講座は、子ども、保護者、地域住民並びに子どもに関わる組織・団体を対象に、子どもの権利を大切にする意識啓発や学びの機会を提供していることから、それを読み取ることができるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>①32ページ【課題】の上から2つ目の項及び「施策の方向性」の上から2つ目の項にある「地域住民等」を「子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体」に修正します。</p> <p>②33ページ「子どもの権利に関する啓発」の事業概要にある「子どもとの関わりを持つ組織・団体向けに」を「子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて」に修正します。</p>

No.6	ご意見の該当箇所：【33, 53ページ】基本施策1-1 子どもの権利の普及・啓発及び基本施策4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済
ご意見	<p>子どもの権利の啓発、子どもの権利学習、人権教育を進めるには、取組主体としてこども課、学校教育課、人権擁護団体等が連携し、さまざまな機会をとらえ事業の普及にあたる必要があると考えられます。また、社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化および子どもの権利侵害の予防と早期救済にも関連して事業を行うことが可能であり、有効です。</p> <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策1-1の事業概要 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの年齢、学びに応じて子どもの権利学習テキスト「えがお」等を使用し、子どもの権利学習を授業で行い、自らの権利意識を高め、「お互いの権利を大切にする気持ち」や「人を思いやる心」を育みます。 ・基本施策1-1の取組主体 <ul style="list-style-type: none"> 全てに「人権擁護団体等」を追加 ・基本施策4-1の取組主体 <ul style="list-style-type: none"> 虐待予防啓発活動に「人権擁護団体等」を追加
対応状況	反映
市の考え方	<p>ご意見を踏まえ、基本施策1-1で掲げる「子どもの権利学習」の事業概要を「子どもの年齢に応じた内容で子どもの権利学習を行い、自らの権利意識を高め、お互いの権利を大切にする気持ちや人を思いやる心を育みます。」</p> <p>・市立小・中学校において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を行います。」に修正します。</p> <p>基本施策1-1に掲げる「子どもの権利学習」及び「学校における人権教育への支援」並びに基本施策4-1で掲げる「子どもの虐待予防推進事業」の取組主体に「人権擁護団体等」を記載します。</p>

No.7	ご意見の該当箇所:【38ページ】基本施策2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減
ご意見	子育てに関して各種の手当や費用に対する助成や減免に関して書いてありますが、この他に子育てに関して必要なものにチャイルドシートがあります。 これらは安全のためにそれなりの品質と性能が必要であり高価ですので、これらに関しても何らかの助成があればと考えます。
対応状況	その他
市の考え方	市では、子育て世帯へ向けた子育て支援の取組として、保育料の軽減範囲の拡充や、小学校就学前児童に係る医療費の完全無料化を始め、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための様々な施策を推進してきました。ご意見にあります子育て用品購入費に係る助成については、現時点において実施の予定はありませんが、今後も引き続き、総合的な視点に立った子育て支援の各種施策を進めてまいります。 なお、平成12年4月のチャイルドシート着用義務化に伴い、平成11年度から13年度までの3年間、チャイルドシートの普及促進及び経済的支援を目的とした補助事業を実施しました。その上で、チャイルドシートの着用について周知・普及が進み、補助事業としての目的が達成されたと判断したところであります。

No.8	ご意見の該当箇所:【38ページ】基本施策2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減
ご意見	子育てに関して各種の手当や費用に対する助成や減免に関して書いてありますが、この他に子育てに関して必要なものに通称抱っこひもやチャイルドシートがあります。これらは安全のためにそれなりの品質と性能のものが必要であり高価になりますので、これらに関しても何らかの助成が必要と考えます。
対応状況	その他
市の考え方	市では、子育て世帯へ向けた子育て支援の取組として、保育料の軽減範囲の拡充や、小学校就学前児童に係る医療費の完全無料化を始め、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための様々な施策を推進してきました。ご意見にあります子育て用品購入費に係る助成については、現時点において実施の予定はありませんが、今後も引き続き、総合的な視点に立った子育て支援の各種施策を進めてまいります。 なお、平成12年4月のチャイルドシート着用義務化に伴い、平成11年度から13年度までの3年間、チャイルドシートの普及促進及び経済的支援を目的とした補助事業を実施しました。その上で、チャイルドシートの着用について周知・普及が進み、補助事業としての目的が達成されたと判断したところであります。

No.9	ご意見の該当箇所:【40ページ】基本施策2-2 家庭と地域の子育て力の向上
ご意見	こどもセンターや子育て広場等の子どもの遊び場や保護者同士の交流の場に関して記述してありますが、野外の子どもの遊び場については記述がありません。 現在、上越市における野外での遊び場は非常に少なく、屋外で身体を使って元気に遊ぶ子ども達の姿をあまり見かけません。家にこもりゲーム三昧の小中学生が非常に多くなっています。身体と頭をつかって遊べるような広いアスレチック公園を整備することで、子ども達の健やかな成長につながると考えます。また家族団らんの憩いの場にもなります。前向きな検討と記述をお願いいたします。 (大潟区の既存アスレチックは古く危険性があり、場所もわかりにくいと思います。)
対応状況	反映不可
市の考え方	ご意見にあります野外での遊びの場について、市では、高田公園、五智公園、たにはま公園などにおいて大型遊具等の充実を図っており、利用状況等を考慮しながら順次更新するなど、子どもから大人まで安全に安心して楽しみいただけるよう努めておりますことから記載の必要はないと考えます。 また、市内には76か所の児童遊園をはじめとする公園が数多くあり、利用を促してまいります。

No.10	ご意見の該当箇所:【40ページ】基本施策2-2 家庭と地域の子育て力の向上
ご意見	こどもセンターや子育て広場等の子どもの遊び場や保護者同士の交流の場に関して記述してありますが、野外の子どもの遊び場については記述がありません。野外での遊び場は不可欠と考えますので充実策を含めて記述してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	ご意見にあります野外での遊びの場について、市では、高田公園、五智公園、たにはま公園などにおいて大型遊具等の充実を図っており、利用状況等を考慮しながら順次更新するなど、子どもから大人まで安全に安心して楽しみいただけるよう努めておりますことから記載の必要はないと考えます。 また、市内には76か所の児童遊園をはじめとする公園が数多くあり、利用を促してまいります。

No.11	ご意見の該当箇所:【41ページ】基本施策2-2 家庭と地域の子育て力の向上
ご意見	<p>「産前・産後ヘルパー派遣事業」「子育て支援情報の提供」「家庭教育支援講座」等の事業が計画されていますが、「産前・産後ヘルパー派遣」には家事労働支援のヘルパーさんだけでなく、助産師さんや心理カウンセラー等による心と身体のケアが必要だと考えます。必要に応じた支援をご検討ください。</p> <p>「子育てに関する情報発信」に関しては、子育て中の方に個別に案内することも含めて知識の普及に努めてください。</p> <p>また、「家庭教育支援講座」には家庭教育に関わる内容に子育ての負担や不安、孤独感、しつけや教育、不登校の子どもに対する内容を検討いただき、必要により複数回数を実施することを希望します。(男女センターでこの種の講座を実施しましたら大勢の参加者あり情報を求めている人がたくさんいることがわかりました。)</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>「産前・産後ヘルパー派遣事業」については、家事支援のヘルパーの派遣をしておりますが、基本施策2-5に記載してある妊産婦新生児訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)において助産師による訪問を実施しております。また、必要に応じて臨床心理士による訪問も実施しているところです。</p> <p>「子育てに関する情報発信」につきましては、乳幼児健診時など様々な機会や子育て応援ステーションなどのあらゆる媒体を通じて、必要な方へ必要な情報が届けられるよう今後の確かな情報の発信に努めてまいります。</p> <p>「家庭教育支援講座」につきましては、毎年度、全市の28地区公民館において地域の意見を取り入れながら、子育ての悩みや不安の解消等を内容とした講座を実施するほか、教育関係機関等と連携し、全市を対象とした家庭教育講演会も実施しております。</p>
No.12	ご意見の該当箇所:【41ページ】基本施策2-2 家庭と地域の子育て力の向上
ご意見	<p>子育ての負担や不安、孤独感、しつけや教育に自信が持てない等の問題解決のために「子育て支援情報の提供」「家庭教育支援講座」等の事業を計画しています。「子育てに関する情報発信」に関しては子育て中の方に個別に案内することも含めて知識の普及に努めてください。</p> <p>また、「家庭教育支援講座」には家庭教育に関わる内容に子育ての負担や不安、孤独感、しつけや教育に関する内容を含めて必要回数を実施することとしてください。(男女センターでこの種の講座を実施しましたら大勢の参加者あり情報を求めている人がたくさんいることがわかりました。)</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>「子育てに関する情報発信」については、乳幼児健診時など様々な機会や子育て応援ステーションなどのあらゆる媒体を通じて、必要な方へ必要な情報が届けられるよう確かな情報の発信に努めてまいります。</p> <p>「家庭教育支援講座」につきましては、毎年度、全市の28地区公民館において地域の意見を取り入れながら、子育ての悩みや不安の解消等を内容とした講座を実施するほか、教育関係機関等と連携し、全市を対象とした家庭教育講演会も実施しております。</p>
No.13	ご意見の該当箇所:【42ページ】基本施策2-3 保育環境の充実
ご意見	<p>保育士や看護師等の人材確保が必要、保育士の確保に取り組みます、としていますが、43Pの主な計画事業には何も記述がありません。</p> <p>これらの職種の人の上越市への移住に関しては、住宅取得の補助や家賃補助などの特別な助成を行い、移住を促進できれば期待も高まるように思われます。</p>
対応状況	一部反映
市の考え方	<p>ご意見を踏まえ、基本施策2-3で掲げる「通常保育事業」の事業概要に「また、将来に渡って持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組みます。」を追記します。</p> <p>なお、保育士確保の取組については、当市への移住により確保する方法も一案と考えますが、まずは当地方で生まれ育った若者が、志を持って進学し、生まれ育った地で保育士として就職することによる保育士確保に主眼を置いています。このため、中学生の職場体験活動などで保育士という職業に魅力を感じてもらい、市内保育専門学校により多くの学生が入学し、地元で働く一助となるよう高等学校への訪問活動などを実施しております。</p>

No.14	ご意見の該当箇所:【42ページ】基本施策2-3 保育環境の充実
ご意見	保育士や看護師等の人材確保が必要、保育士の確保に取り組みます、としていますが43Pの主な計画事業には何も記述がありません。これらの職種の人の上越市への移住に関して住宅取得の補助や家賃補助などの特別な助成を行って移住を促進することが必要と考えます。
対応状況	一部反映
市の考え方	ご意見を踏まえ、基本施策2-3で掲げる「通常保育事業」の事業概要に「また、将来に渡って持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組みます。」を追記します。 なお、保育士確保の取組については、当市への移住により確保する方法も一案と考えますが、まずは当地方で生まれ育った若者が、志を持って進学し、生まれ育った地で保育士として就職することによる保育士確保に主眼を置いています。このため、中学生の職場体験活動などで保育士という職業に魅力を感じてもらうほか、市内保育専門学校により多くの学生が入学し、地元で働く一助となるよう高等学校への訪問活動などを実施しております。

No.15	ご意見の該当箇所:【50ページ】基本施策3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進
ご意見	不審者情報に関して記述してありますが、不審者事象が発生してからメール配信されるまでの時間はできるだけ時間を短縮してください。
対応状況	その他
市の考え方	不審者事案については、警察と連携し、詳細情報を確認したうえで速やかな配信を行っております。

No.16	ご意見の該当箇所:【50ページ】基本施策3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進
ご意見	不審者情報に関して記述してありますが、不審者事象が発生してからメール配信されるまで時間がかかっています。時間の短縮が必要です。
対応状況	その他
市の考え方	不審者事案については、警察と連携し、詳細情報を確認したうえで速やかな配信を行っております。

No.17	ご意見の該当箇所:【53ページ】基本施策4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済
ご意見	虐待予防の啓発活動について「町内会、園、学校等の保護者、民生委員等を対象に…」とありますが、予防と早期発見のためにはなるべく多くの市民の皆さんに知っていただく必要があります。特定の人だけでなく一般の市民の皆さんも啓発活動の対象としたほうがよいと思います。
対応状況	記載済
市の考え方	事業概要の前段に具体的な取組例を、後段に「市民に対する普及啓発を図ります。」と記載しており、「一般の市民の皆さんも啓発活動の対象」としている取組です。

No.18	ご意見の該当箇所:【53ページ】基本施策4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済
ご意見	虐待予防の啓発活動について「町内会、園、学校等の保護者、民生委員等を対象に…」とありますが予防と早期発見のためにはなるべく多くの市民の皆さんに知っていただく必要があります。特定の人だけでなく一般の市民の皆さんも啓発活動の対象としてください。
対応状況	記載済
市の考え方	事業概要の前段に具体的な取組例を、後段に「市民に対する普及啓発を図ります。」と記載しており、「一般の市民の皆さんも啓発活動の対象」としている取組です。

No.19	ご意見の該当箇所:【55ページ】基本施策4-12 相談支援体制の充実
ご意見	各種の相談窓口やほっとラインに関する記述ですが、これらの認知度はどれほどでしょうか。ただ名刺サイズのPR文を一部の場所に置いておくだけではなかなか伝わり難いと思います。市民全体に関わる大切なことですので徹底した周知活動が必要と思われます。
対応状況	その他
市の考え方	相談窓口等の周知につきましては、広報紙、市ホームページ、コミュニティFM放送等を通じて周知しているほか、子育て支援施設においてポスター掲示、乳幼児健診等でチラシを配布しています。子どもへの周知にあつては、主に学校活動の中で対応しております。 また、相談窓口の認知度について、令和2年10月に小・中学生を対象として実施したアンケート調査の結果では、相談窓口の認知度は87%でした。 今後も、より多くの市民から相談窓口を認知していただけるよう、周知方法を工夫しながら様々な機会や媒体を通じて情報の発信に努めてまいります。

No.20	ご意見の該当箇所:【55ページ】基本施策4-12 相談支援体制の充実
ご意見	各種の相談窓口やほっとラインに関して記述していますがこれらの認知度はどれほどになっていますでしょうか。市民全体に関わることでありますので徹底した周知活動が必要です。
対応状況	その他
市の考え方	<p>相談窓口等の周知につきましては、広報紙、市ホームページ、コミュニティFM放送等を通じて周知しているほか、子育て支援施設においてポスター掲示、乳幼児健診等でチラシを配布しています。子どもへの周知にあつては、主に学校活動の中で対応しております。</p> <p>また、相談窓口の認知度について、令和2年10月に小・中学生を対象として実施したアンケート調査の結果では、相談窓口の認知度は87%でした。</p> <p>今後も、より多くの市民から相談窓口を認知していただけるよう、周知方法を工夫しながら様々な機会や媒体を通じて情報の発信に努めてまいります。</p>

パブリックコメントに寄せられた意見の反映状況等(対照表)

意見 No	章	計画書 該当ページ	反映前の記載内容	反映後の記載内容
1	3	P.26	2 計画の基本目標 ▶基本目標1>説明文 子どもが、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。 市は、(以下略)	▶基本目標1>説明文 子どもが、自分や他者を大切に思う心を持ち、年齢に応じた社会性を身につけながら、自信と希望をもって生活することが大切です。 市は、(以下略)
2	3	P.30	5 取組の成果指標 ▶基本目標1>指標項目 子どもにおける「子どもの権利」の理解度	▶基本目標1>指標項目 「子どもの権利」を理解する子どもの割合
3~5	4	P.32,33	基本施策1-1 子どもの権利の普及・啓発 ▶【課題】 ○全ての子どもが大切にされ、(以下略) ○引き続き、地域住民等に向けて子どもの権利講座を行い、知識の普及と意識の啓発を図る取組が必要です。 ▶施策の方向性 ○小学校1年生から(以下略) ○教育・保育機関及び子ども・子育て支援に関する事業に取り組む人を対象とした人権教育を引き続き行うとともに、人権擁護団体等と協力して、地域における子どもの権利講座を行い、地域住民等に対し子どもの権利に関する理解と知識を深めます。 ▶主な取組>子どもの権利に関する啓発の事業概要 市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子どもとの関わりを持つ組織・団体向けに「子どもの権利講座」を開催し、子どもの権利を大切に する意識づくりを推進します。	▶【課題】 ○全ての子供の権利が大切にされ、(以下略) ○引き続き、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて子どもの権利講座を行い、知己の普及と意識の啓発を図る取組が必要です。 ▶施策の方向性 ○小学校1年生から(以下略) ○教育・保育機関及び子ども・子育て支援に関する事業に取り組む人を対象とした人権教育を引き続き行うとともに、人権擁護団体等と協力して、地域における子どもの権利講座を行い、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に対し子どもの権利に関する理解と知識を深めます。 ▶主な取組>子どもの権利に関する啓発の事業概要 市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて「子どもの権利講座」を開催し、子どもの権利を大切に する意識づくりを推進します。
6	4	P.33	基本施策1-1 子どもの権利の普及・啓発 ▶主な取組>子どもの権利に関する啓発の事業概要 子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立小・中学校の授業で行い、自らの権利意識を高め、「お互いの権利を大切に する気持ち」や「人を思いやる心」を育みます。 ▶主な取組>子どもの権利学習の取組主体 こども課 市立小・中学校 ▶主な取組>学校における人権教育への支援の取組主体 学校教育課	▶主な取組>子どもの権利に関する啓発の事業概要 ・子どもの年齢に応じた内容で子どもの権利学習を行い、自らの権利意識を高め、お互いの権利を大切に する気持ちや人を思いやる心を育みます。 ・市立小・中学校において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を行います。 ▶主な取組>子どもの権利学習の取組主体 こども課 市立小・中学校 人権擁護団体等 ▶主な取組>学校における人権教育への支援の取組主体 学校教育課 人権擁護団体等
		P.53	基本施策4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済 ▶主な取組>子どもの虐待予防推進事業の取組主体 すこやかなくらし包括支援センター	▶主な取組>子どもの虐待予防推進事業の取組主体 すこやかなくらし包括支援センター 人権擁護団体等
13,14	4	P.42	基本施策2-3 保育環境の充実 ▶主な取組>通常保育事業の事業概要 乳児又は幼児を保育することで、子育て家庭の負担軽減や保護者の就労支援を行います。	▶主な取組>通常保育事業の事業概要 乳児又は幼児を保育することで、子育て家庭の負担軽減や保護者の就労支援を行います。 また、将来に渡って持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組めます。

第4回子ども・子育て支援総合計画策定委員会以降の変更点【パブリックコメント以外】

No	章	計画書 該当ページ	変更前の記載内容	変更内容	
1	-	-	はじめに	新規	市長のあいさつを記載しました。
2	1	P.4	3 計画の期間 本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間とします。 また、計画期間内において、「上越市第6次総合計画」、「上越市第2次地域福祉計画」及び関連計画と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行います。	修正	下線部分を削除しました。
3	2	P.7	(2) 出生数と合計特殊出生率の推移 厚生労働省が公表した「平成30年の合計特殊出生率の確定値」を受けて、県福祉保健課では県並びに市町村の確定値の算出作業を進めています。 県が公表したのちに記載します。(公表予定時期: 令和元年12月中旬)	修正	県の公表(12月9日)に基づき記載しました。
4	4	P.33~	見出し> 主な計画事業, 事業名, 主な関連事業 -	修正	『主な計画事業』と『主な関連事業』としていた見出しを『主な取組』に、『事業名』としていた見出しを『事業名等』に変更しました。
			主な取組> 事業名等 -	修正	事業名称の記載方法を統一するとともに、新規事業には【新規】、拡充事業には【拡充】を付しました。
5	4	P.34	基本施策1-2に掲げる【課題】 ○ <u>困難を抱える若者が自立に向けて相談、生活、活動できる場所を設置し、個々の課題に応じた支援を行う必要があります。</u>	修正	下線部分を『困難を抱える15歳(義務教育終了)以降の若者』に変更しました。
6	4	P.34	基本施策1-2に掲げる施策の方向性 -	追記	『○困難を抱える若者を支援するため教育プラザ内に若者の居場所を常設するとともに相談員を増員することで、若者相談や支援活動の充実を図り、居場所を拠点とした家族支援や支援団体と協力した活動を行います。』を追記しました。
7	4	P.34	基本施策1-2に掲げる主な計画事業> 若者の居場所(Fit)> 事業概要, 取組主体 (事業概要) 困難を抱える若者の自立を支援するため、若者の居場所(Fit)において、様々な相談に対応するとともに、自立に向けた支援を行います。 (取組主体) 社会教育課	修正	(事業概要) 『困難を抱える15歳(義務教育終了)以降の若者に寄り添い、「居場所」での生活や学習、体験活動等の支援を中核として、ひきこもりへの発展や長期化を防止、自立のための活力や社会性の育成を目指します。』に変更しました。 (取組主体) 『青少年健全育成センター』に変更しました。
8	4	P.38	基本施策1-2に掲げる施策の方向性 ○小学校就学前児童まで完全無料化している子ども医療費について、 <u>対象となる範囲の拡充に向けた検討を行います。</u> ○仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、ファミリーサポートセンター利用料の在り方を検討します。	修正・追記	下線部分の1つ目を『対象となる範囲を市民税非課税世帯の小学生にまで拡大します。』に、2つ目を『を助成する制度を作ります。(基本施策2-2に記載)』に変更しました。 ・『○高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、私立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。』を追記しました。
9	4	P.39	基本施策2-1に掲げる主な計画事業> 妊産婦・子ども医療費助成事業 疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の <u>経済的負担の軽減を図ります。</u> ※小学校就学前児童の一部負担金は無料。	修正	下線部分の1つ目を『の促進及び子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境整備の推進を図ります。』、2つ目を『・小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生に係る医療費については、完全無料化とします。』にそれぞれ変更しました。
10	4	P.39	基本施策2-1に掲げる主な計画事業> 事業名, 事業概要, 取組主体 -	追記	『私立高等学校学費助成補助金』について追記しました。
11	4	P.40	基本施策2-2に掲げる【現状】 ○当市では、こどもセンターや子育てひろばを設置して、子どもの遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報の提供、講座等を実施して、子育て支援を行っています。また、平成29年には、市民交流施設高田公園オーレンプラザ内に、年齢に応じた遊びや交流ができるスペースや一時預かり機能を備えた <u>こどもセンターを増設するとともに、更に利用対象者を小学校3年生まで拡充しています。</u>	修正	下線部分を『市内で2か所目となるこどもセンターを開設』に変更しました。
12	4	P.40	基本施策2-2に掲げる【課題】 ○社会経済情勢や子育て環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加しています。	修正	『○「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果では、「しつけや教育に自信が持てない」や「基本的な生活習慣が身につけていない」とする保護者の回答がそれぞれ3割弱となっていることから、子育てや家庭教育に関する悩みや不安の緩和と、家庭の子育て力を高めるための取組が必要です。』に変更しました。
13	4	P.40	基本施策2-2に掲げる施策の方向性 -	委員意見反映	『○家庭教育が果たす役割の重要性について啓発するため、教育機関等と連携しながら子どもの保護者や地域の大人を対象とした家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。』を追記しました。
14	4	P.41	基本施策2-2に掲げる主な計画事業> 事業名, 事業概要, 取組主体 -	追記	『家庭教育支援講座』について追記しました。

第4回子ども・子育て支援総合計画策定委員会以降の変更点【パブリックコメント以外】

No	章	計画書 該当ページ	変更前の記載内容	変更内容	
15	4	P.41	基本施策2-2に掲げる主な計画事業>ファミリーサポートセンター運営事業 -	追記	『・仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、低所得世帯の保護者に対し、ファミリーサポートセンターの利用料を助成します。』を追記しました。
16	4	P.42	基本施策2-3に掲げる【現状】 ○人口減少が続く中で、 <u>年少人口も年々減少</u> しており、令和7年には20,849人(平成27年比△16.8%)と推計されます。	修正	下線部分を『0歳から14歳の年少人口』に変更しました。
17	4	P.42	基本施策2-3に掲げる施策の方向性 ○関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組み、保育ニーズや児童数の変化に対応することにより、安全で快適な保育環境を整えていきます。	修正	『○保育士確保は、公立・私立を問わず、市全体の課題と認識し、関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組みます。併せて、保育ニーズや偏在化する児童数に対応しながら、安全で快適な保育環境を整えていきます。』に変更しました。
18	4	P.43	基本施策2-3に掲げる主な計画事業>通常保育事業の事業概要 保育が必要な乳児又は幼児を保育することで、子育て家庭の負担軽減や保護者の就労支援を行います。	修正	下線部分を削除しました。
19	4	P.43	基本施策2-3に掲げる主な計画事業>保育園の再配置等の推進の事業概要 「上越市保育園の再配置等に係る計画(第3期)」に基づき、公立保育園4園程度の民営化及び一部保育園の統合整備を行います。	修正	下線部分を削除しました。
20	4	P.44	基本施策2-4に掲げる施策の方向性 ○日曜日等に就労している保護者等のニーズに対応するため、放課後児童クラブの休日開設を検討します。	修正	下線部分を『などを含め、様々な方策』に変更しました。
21	4	P.45	基本施策2-2に掲げる主な計画事業>延長保育事業の取組主体 -	追記	『認定こども園』を追記しました。
22	4	P.45	基本施策2-2に掲げる主な計画事業>一時預かり事業の取組主体 -	追記	『保育園』を追記しました。
23	4	P.48	基本施策3-1に掲げる【課題】 ○学校は、建築時期や規模が様々で、 <u>地域性や建築時の財政力などを背景に施設内部のつくりが異なるなど、統一性がなく、老朽化の程度にも差異があることから、どこに視点を置き、どの順番で整備を進めるかなど、計画的な整備を推進していく必要があります。</u>	修正	下線部分を削除しました。
24	4	P.49	基本施策3-1に掲げる施策の方向性 ○日本語支援が必要な外国人の児童・生徒に対し、教育的な支援を充実させ、学校生活の充実や学力向上を図ります。	修正	下線部分の1つ目を『外国人や帰国した児童・生徒』に変更し、2つ目を削除しました。
25	4	P.49	基本施策3-1に掲げる主な計画事業>生徒指導支援員の配置 略	削除	削除しました。
26	4	P.49	基本施策3-1に掲げる主な計画事業>学習指導支援事業の事業概要 教育補助員、介護員、LD指導員の配置を行い、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てます。	修正	下線部分を『を配置し』に変更しました。
27	4	P.49	基本施策3-1に掲げる主な計画事業>事業名、事業概要 (事業名) 外国人児童生徒への日本語支援事業 (事業概要) 日本語支援が必要な外国人の児童・生徒に対し、支援を充実させ、学校生活の充実や学力向上を図ります。	修正	(事業名等) 『外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業』に変更しました。 (事業概要) 『外国人児童生徒の学校生活の充実や学力を保证するため、日本語支援と教科指導のサポート体制を構築し、基礎的・基本的な知識の習得を支援します。』に変更しました。
28	4	P.49	基本施策3-1に掲げる主な計画事業>外国人児童生徒への日本語支援事業の取組主体 -	委員意見反映	『市内の大学』を追記しました。
29	4	P.51	基本施策3-2に掲げる主な計画事業>事業名等 安全教室(防犯教室)	追記	『防犯教室』に変更しました。
30	4	P.51	基本施策3-2に掲げる主な計画事業>学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の取組主体 -	追記	『学校運営協議会』を追記しました。
31	4	P.51	基本施策3-1に掲げる主な計画事業>地域青少年育成会議の取組主体 -	追記	『地域青少年育成会議』を追記しました。
32	4	P.53	基本施策3-1に掲げる主な計画事業>虐待予防の啓発活動>事業名、事業概要、取組主体 (事業名) 虐待予防の啓発活動 (事業概要) 町内会、園・学校等の保護者、民生委員等を対象に、児童虐待の発生予防及び早期発見を目的とした「子どもの虐待予防出前講座」等を行うなど、市民に対する普及啓発を図ります。	修正	(事業名) 『子どもの虐待予防推進事業』に変更しました。 (事業概要) 『年々増加する児童虐待事案に対応するため、地元の大学と協働して子ども向け虐待防止リーフレットを作成するなど、虐待の発生予防と早期発見に向けた取組を強化するとともに、家庭相談員を増員し、支援体制の強化を図ります。』を追記しました。
33	4	P.58	基本施策4-4に掲げる【現状】 ○当市は、子どもの貧困とは、単に家庭の経済的困窮のみを捉えるのではなく、 <u>個々の家庭が抱える複合な課題や困り事が複合する中で生ずるものと認識していることから、生活困窮世帯(生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯を含む)などへの経済的支援はもとより、すこやかなくらし包括支援センターにおいて、複合的な課題を抱える子育て中の家庭に対して継続的かつ包括的な相談支援を行うなど、様々な施策を実施してきました。</u>	修正	※当市はを『当市では』に、 <u>認識していることから</u> を『認識し』に変更しました。

第4回子ども・子育て支援総合計画策定委員会以降の変更点【パブリックコメント以外】

No	章	計画書 該当ページ	変更前の記載内容	変更内容	
34	4	P.59,60	基本施策4-4に掲げる施策の方向性＞主な関連事業 —	委員意見反映	各取組の関連ページを追記しました。
35	4	P.59	基本施策4-4に掲げる施策の方向性＞子どもの成長段階に応じた主な支援のイメージ —	委員意見反映	○遊びの場の提供に、『保護者』の利用に関して追記しました。
36	5	P.65	(2)教育・保育の量の見込み及び確保の内容等 —	追記	『○「確保の内容」の「利用定員」は施設の定員であり、各保育園等では、実際の入園児童数に応じた保育士等を配置しています。』を追記しました。
37	5	P.66	(2)教育・保育の量の見込み及び確保の内容等＞②保育【2号認定、3号認定】・・・14区域(旧市町村)＞②確保の内容の考え方 いずれの区域も量の見込みに対して、既存の保育施設の利用定員で確保可能ですが、3歳未満児の入園が多い状態が続いており、これまで保育士の確保が課題となっています。 児童数自体は減少していることから、将来的な児童数と3歳未満児の入園状況を推測するとともに、公立と私立が連携して保育サービスを提供し、将来的に持続可能な保育の受け皿を整えながら、引き続き保育施設の機能及び質の向上を図ります。	修正	3歳未満児の前段に『より多くの保育士が必要となる』と追記しました。 推測するとともにを『推測し』に変更しました。 保育サービスを提供しと引き続きを削除しました。
38	5	P.67	(2)教育・保育の量の見込み及び確保の内容等＞②保育【2号認定、3号認定】＞上越市全体の表 3号認定内訳の並び順・・・上から「2歳」「0・1歳」	修正	3号認定内訳の並び順・・・上から「0・1歳」「2歳」
39	5	P.75	(1)利用者支援事業＞①量の見込みの考え方 オーレンプラザ子どもセンターにおいて、子育て支援の情報や地域の情報の提供や子育て相談を行うとともに、一人一人の状況に応じてきめ細かく支援します。 また、母子保健型として、すこやかな暮らし包括支援センター及び13区総合事務所に、子育て支援包括支援センターを設置し、妊娠から子育て期にわたるまでの、切れ目のない相談支援を実施します。	修正	下線部分を『子育て世代包括支援センター』に変更しました。
40	5	P.75	(1)利用者支援事業＞①量の見込みの考え方 —	追記	『□母子保健型について 市内14か所に設置している子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))は、子ども・子育て支援交付金を充当しないで実施する事業です。』を追記しました。
41	5	P.80	(6)一時預かり事業 ○家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、認定子ども園、保育園、地域子育て支援拠点施設等で一時的に預か	修正	下線部分を削除しました。
42	6	P.100	(1) 上越市子ども・子育て会議 子ども・子育て支援に関する取組の実施状況について調査審議する「上越市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行います。 (2) 評価及び結果の公表 計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を検証していく必要があります。 このため、毎年度「上越市子ども・子育て会議」において本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。 なお、計画最終年度である令和5年度には、再度、必要なアンケート調	修正	『当市における子ども・子育て支援に関する取組の実施状況について調査審議する「上越市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については市ホームページで公表します。 なお、評価にあたっては、PDCA(Plan=計画、Do=実施、Check=評価、Action=見直し)サイクルに基づき、年度の評価を次年度の取組に反映していきます。 また、計画期間内において、「上越市総合計画」、「上越市地域福祉計画」及び関連計画と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行います。』に変更し、イメージ

※上記以外、所要の文言整理を行いました。